

中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件の一部改正

中央管理方式の空気調和設備の構造方法を定める件(昭和 45 年建設省告示第 1832 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第 20 条の 2 第一号ロ(1)及び(2)に規定する必要有効換気量(同号ロ(1)中「Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合には、当該開口部の換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「Af 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p>	<p>一 中央管理方式の空気調和設備は、建築基準法施行令第 20 条の 2 第一号ロ(1)及び(2)に規定する有効換気量(同号ロ(1)中「Af 居室の床面積(特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合には、当該開口部の換気上有効な面積に 20 を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積)」は、「Af 居室の床面積」と読み替えて計算するものとする。)以上の有効換気量を換気する能力を有するものとする。</p>

附 則(令和 5 年国土交通省告示第 207 号)

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和 5 年 4 月 1 日)から施行する。